

# 社会福祉法人友遊福社会役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友遊福社会の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の適用に当たって、役員とは理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に掲げる報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設又は事業所の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合又は理事会に出席した場合には、別表1に掲げる報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員及び評議員については、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 会 出 席 報 酬 等	5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
評 議 員 会 出 席 報 酬 等	5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等	5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円